

# ジェイアールバス東北本部

第17号

2019年3月15日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：勝山謙治

編集：情宣部

## 申6号「働き方改革」に関する申し入れ

バス東北本部は、2019年3月13日、申6号「働き方改革に関する申し入れ」をジェイアールバス東北会社に申し入れを行いました。

2019年1月30日に全分会代表者会議を行い「働き方改革」に関連する法律の趣旨説明と各分会での議論をお願いし、各分会からの要求を精査し申し入れを行っています。働き方改革の中では、働き手を増やすこと、出生率を上げること、労働生産性を高めることが求められていること、また、時間外労働に上限を設けること、それに違反した場合、罰則規定が盛り込まれた事により、労働者の代表は重い責任を持たなくてはなりません。更に高齢者の就労促進も重要視されています。正規雇用、非正規雇用の格差を減らすためにも対策も重要視されており、この待遇差を埋めるものが、同一労働同一賃金であり「仕事の内容が同じレベルの労働者に対しては同一の賃金を支払うべきである」とされています。

バス東北会社には4つの雇用形態があり、同じ仕事をしながら様々な待遇差が生じています。すでに経営判断された、待遇改善はありますが、私たち東労組組合員が議論を通じて練り上げた、申し入れを全組合員で勝ち取るために、以下のとおり申し入れを行いましたので、各分会からの激励と団結強化をお願いします。

### 【申し入れ項目】

- 1、バス社員及び契約社員の休日数を出向社員と同じ109日にすること
- 2、バス社員及び契約社員に出向社員と同じ寒冷地手当を設けること
- 3、契約社員に忌引き休暇を設けること
- 4、契約社員に扶養手当を設けること
- 5、契約社員に退職金制度を設けること
- 6、60歳以降のバス社員の雇用形態を正社員とすること。
- 7、契約社員の年数をバス社員の退職金年数加算に含むこと